

西予市入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準

平成25年9月5日

告示第134号

(目的)

第1条 この告示は、市の入札参加資格審査において市内業者及び準市内業者を認定するにあたり、認定基準を明確にすることで、入札等に参加する業者を適正に選定することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内業者 常時契約を締結する事務所として市内に本店等(建設工事部門にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により許可を受けた主たる営業所をいう。以下同じ。)を有している業者をいう。

(2) 準市内業者 常時契約を締結する事務所として市内に支店等(建設工事部門にあっては、建設業法の規定により許可を受けたその他の営業所をいう。以下同じ。)を有している業者をいう。

(3) 常時契約を締結する事務所 請負契約の見積り、入札、契約締結などの契約締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(4) 市外業者 市内業者及び準市内業者以外の業者をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者は、本店等において、市と契約締結を完結できなければならない。

2 準市内業者は、支店等において、市と契約締結を完結できなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として認定するに当たって必要な要件は、次に掲げる事項とする。

(1) 市税の納税義務を果たしていること。

ア 法人にあっては、市内業者の場合、市内に本店等の法人登記がなされ、準市内業者の場合、市内に支店等が存在し、いずれも本市に納付すべき法人市民税が発生し、かつ、完納していること。

イ 個人にあっては、事業主が市内に住民登録を有し、本市に納付すべき市民税が発生し、かつ、完納していること。

(2) 事務所として形態を整えていること。

ア 事務等を執り行える机、椅子等の事務用什器、電話・ファックス等の通信機器及び複写機等の事務用機器が具備されていること。

- イ 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が表示されていること。
- (3) 営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、責任者が存在し常駐していること。
 - ア 配置人員が市外の本店等と兼務となっている場合、社員等の自宅・住居で当該社員以外の事務員がいない場合等、不在の状況が頻繁となっている場合は、本店等又は支店等として認めない。
 - イ 建設工事部門にあつては、建設業法で定める専任の技術者が常駐していること。
 - ウ 常駐とは、週7日間のうち3日間以上又は30時間以上事務所に勤務していることをいう。
- (4) 常時連絡がとれる体制になっていること。
 - ア 常時不在転送電話になっていたり、単なる取次ぎ又は単なる連絡員を配置していたりしている場合は、本店等又は支店等として認めない。
 - イ 単なる事務連絡所、工事事務所又は作業所等は、本店等又は支店等としては認めない。

(認定要件の特例)

第4条 市外業者であつて市長が特に必要と認めた場合は、「準市内業者」として認定することができる。ただし、前条第3項第1号から第4号に掲げる認定要件を満たさなければならない。

(実態調査)

第5条 第3条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。

2 前項の実態調査に協力しない業者及び市の指導に従わない業者については、前条の基準を満たしていないものとみなす。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。